

2023年3月3日

各 位

会 社 名 株式会社リミックスポイント
代表者名 代表取締役社長 CEO 小田 玄紀
(コード番号：3825)
問合せ先 取締役経営管理部長 高橋 由彦
(TEL：03-6303-0280)

(開示事項の経過)
当社持分法適用関連会社に対する訴訟（第一審）の判決に関するお知らせ

当社の持分法適用関連会社である株式会社ビットポイントジャパン（本社：東京都港区、代表取締役社長 田代卓）（以下「BPJ」といいます。）は、2019年11月14日付「(開示事項の経過) 当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」に記載のとおり、ビットポイントエーペックインヴェストメント株式会社及び薩摩亞商幣寶亞太科技有限公司台灣分公司（以下「ビットポイント台湾」といいます。）より、不法行為に基づく損害賠償等に係る請求の訴訟（以下「本訴訟」といいます。）を提起されておりましたが、2023年3月2日、下記のとおり、東京地方裁判所より本訴訟の判決の言渡しがありましたので、お知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

裁判所：東京地方裁判所

判決日：2023年3月2日

2. 本訴訟の経緯

本訴訟は、2019年7月11日に発生したBPJの運営する仮想通貨（暗号資産）交換所における仮想通貨（暗号資産）の不正流出（以下「本件不正流出」といいます。）を奇貨として、ビットポイント台湾とBPJとの仮想通貨（暗号資産）のカバー取引に係る清算額に誤りがあった等と主張して、BPJに対し、不法行為に基づく損害賠償を求めて提起されたものです。BPJは、原告ら（ビットポイント台湾ら）の主張には理由がないものとし、訴訟手続きにおいてBPJの見解の正当性を主張してまいりました。なお、本訴訟には、ビットポイント台湾の顧客2名が手続きの途中から補助参加しておりました。

これに対して、東京地方裁判所より、下記4. 記載の内容の判決の言渡しがありました。

3. 本訴訟を提起した者（原告）の概要

- (1) 名 称 ：ビットポイントエーペックインヴェストメント株式会社
所在地 ：サモア独立国アピアビーチロード NPF ビルディング1階
 ビストラコーポレートサービスセンター
代表者 ：高田 佑亮
- (2) 名 称 ：薩摩亞商幣寶亞太科技有限公司台灣分公司
所在地 ：中華民國台北市大安区市民大道三段198号5階
代表者 ：郭 雅寧

(注) ビットポイント台湾は、ビットポイントエーペックインヴェストメント株式会社の台湾支社であります。

4. 判決の内容

- (1) 原告ら（ビットポイント台湾ら）の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は、補助参加に要した費用を原告ら補助参加人らの負担とし、その余を原告らの負担とする。

5. 今後の見通し

当社の2023年3月期の業績に与える影響はございません。また、2023年2月14日開示の2023年3月期連結業績予想の変更はございません。

なお、今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上